

第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（案）

令和6年〇月
鈴鹿市

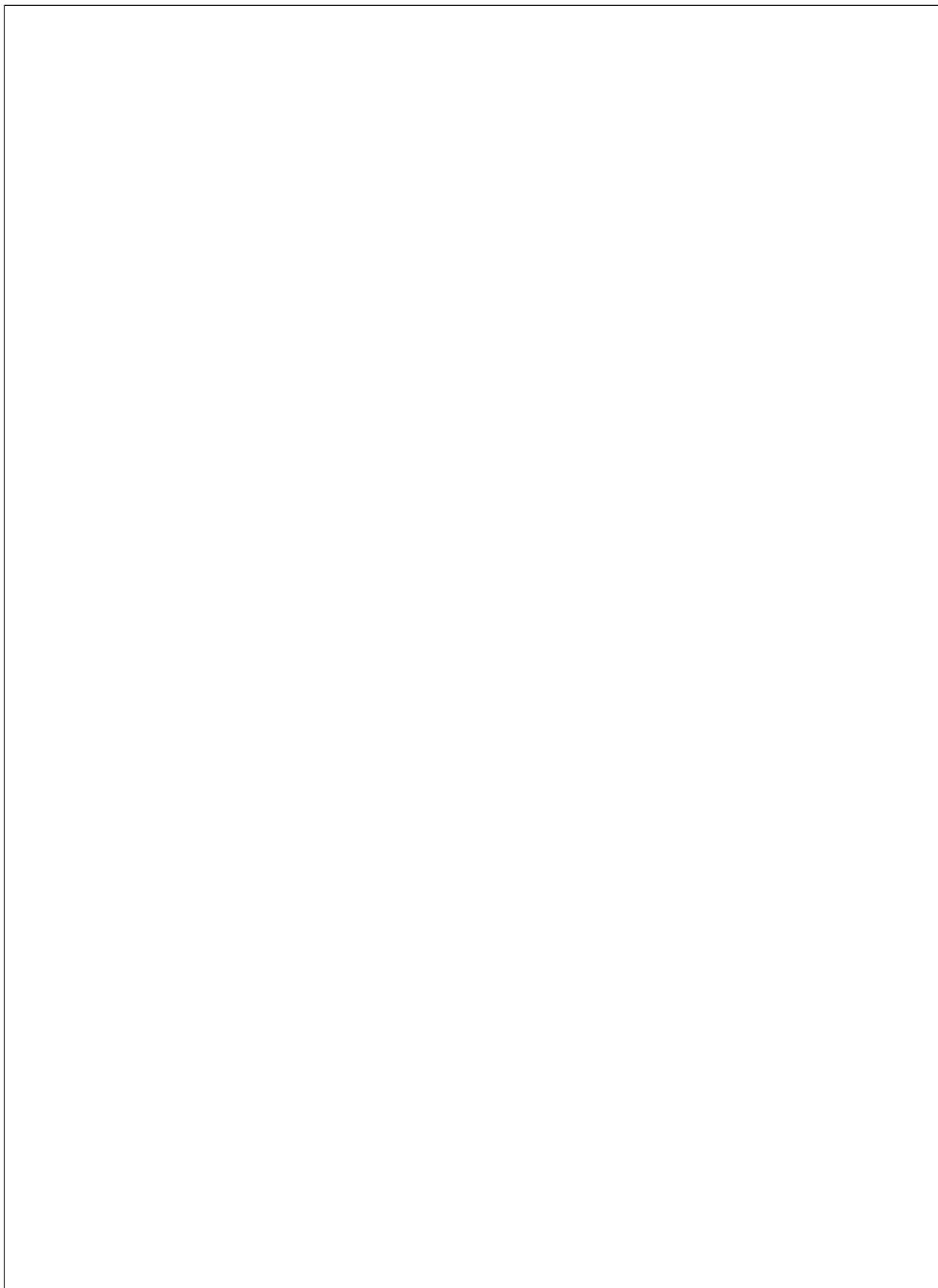
男女共同参画都市宣言 2012（平成24）年12月21日 告示第305号

（鈴鹿市制施行70周年・鈴鹿市男女共同参画センター開設10周年の年に）

自然の恵みと伝統や文化に育まれたまち、
人々の絆に支えられた、活力に満ちたまち、
このまちを愛し、未来に向けて歩むわたしたちは、
性別にかかわらず、男女があらゆる分野において
個性と能力を十分に発揮し、
夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」の実現をめざし、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

鈴 鹿 市

はじめに



目 次

第1章 第3次基本計画の策定にあたって	
1 基本計画策定の趣旨	2
2 基本計画の位置付け	2
3 基本計画の期間	3
4 基本計画策定の背景	3
* 国際婦人年からの世界、日本、三重県、鈴鹿市の動き	6
第2章 第3次基本計画の体系	
1 条例や実施計画との関係	10
* 計画の体系	12
2 成果指標と重点課題・重要施策	14
(参考) SDGsの各ゴール	16
第3章 課題と施策	
課題Ⅰ 男女共同参画に関する意識の普及と向上	18
施策(1) 男女共同参画に関する意識の啓発	18
課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	20
施策(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画	20
施策(2) 就労における男女共同参画	22
施策(3) 地域における男女共同参画	23
施策(4) 家庭における男女共同参画	24
施策(5) 教育における男女共同参画	24
課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援	25
施策(1) 自尊感情と人権意識の向上	25
施策(2) 生涯にわたる心身の健康に関する啓発	27
第4章 計画の推進のために	
1 計画の進行管理	30
2 推進体制	31
用語解説	34
資料編	
・ 鈴鹿市男女共同参画推進条例	38
・ 鈴鹿市庁内委員会規則	41
・ 鈴鹿市男女共同参画推進本部運営要領	42
・ 審議会等委員への女性の登用推進方策	44
・ 鈴鹿市職員男女共同参画推進員設置要綱	46
・ 鈴鹿市男女共同参画審議会委員名簿	48
・ 三重県内における女性の登用状況(議会議員・市町における自治会長)	49
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	50
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	57
・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	65
・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	74
アンケート	
2022(令和4)年度鈴鹿市男女共同参画に関するアンケート調査結果	76
2023(令和5)年度鈴鹿市男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果	109

第1章 第3次基本計画の策定にあたって

第1章 第3次基本計画の策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

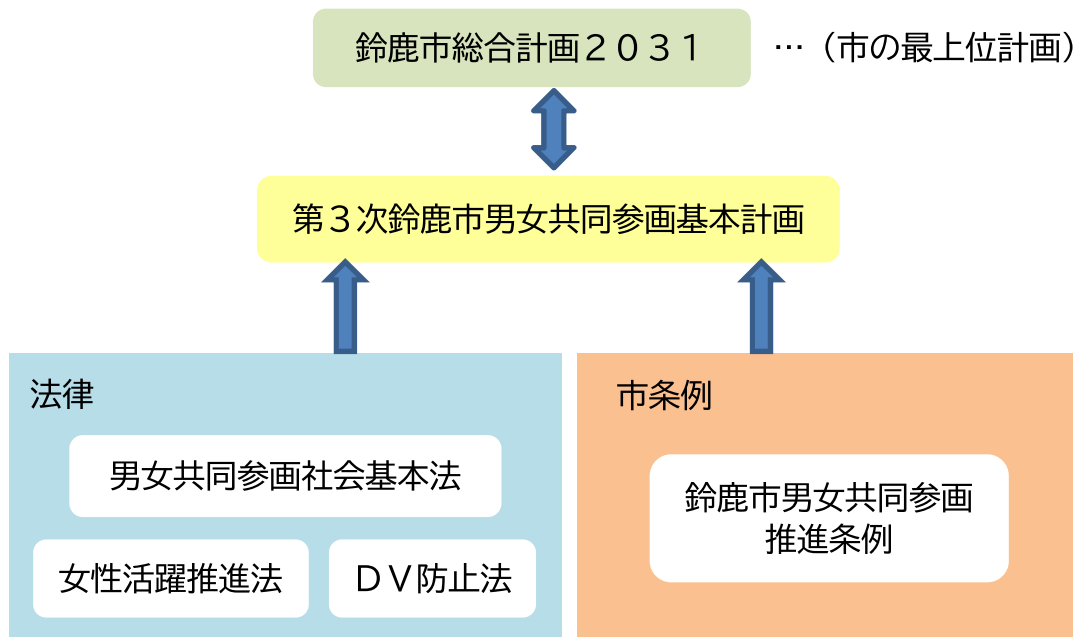
本市では、男女共同参画の推進に関し、基本目標を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることによって、市民、事業者及び市が協働し、男女共同参画社会（注1）を実現することを目的として、2006（平成18）年に鈴鹿市男女共同参画推進条例を制定いたしました。そして、条例に基づき本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本計画を策定しています。

第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（以下、「第3次基本計画」と表記する。）は、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までの8年間の計画として、これまでの第1次鈴鹿市男女共同参画基本計画（以下、「第1次基本計画」と表記する。）、第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画（以下、「第2次基本計画」と表記する。）の取組を継承し、発展させるために新たに策定するものです。

また、2022（令和4年）度を実施した市民アンケート調査の結果を踏まえ、成果指標及び重要施策を見直しました。

2 基本計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法（注2）第14条に規定される市町村男女共同参画計画に該当する計画であり、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」と表記する。）（注3）第6条に基づく推進計画並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」と表記する。）（注4）第2条の3に基づく市町村基本計画として位置付けています。
- (2) この計画は、鈴鹿市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画として位置付けています。
- (3) 鈴鹿市まちづくり基本条例が掲げる、中長期的・総合的な計画であり、今後のまちづくりを進める上で、最も重要な計画である鈴鹿市総合計画2031との整合性を図り策定しています。



3 基本計画の期間

2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等によっては、上記の期間に関わらず必要に応じて見直しを行います。

4 基本計画策定の背景

1975（昭和50）年、国連が女性の地位向上を目指して設けた国際婦人年をスタートに男女共同参画に関する世界の動きが始まりました。1979（昭和54）年には女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約」と表記する。）（注5）が採択されました。また、2015年（平成27）年には、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における2030（令和12）年までに達成すべき国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成されるSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、特にゴール5として「ジェンダー平等の実現」が掲げられるとともに、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化（エンパワーメント）（注6）は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」（外務省訳より引用）と宣言されています。

我が国における男女共同参画への取組は、1985（昭和60）年の女子差別撤廃条約の批准を契機に本格的にスタートしました。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法」と表記す

る。) (注7) の改正など法整備を進める中で 1999 (平成 11) 年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の最重要課題の一つであると位置付けられました。また、5 年に 1 度、施策の基本的な方向性や成果目標などを示す男女共同参画基本計画を策定するとともに、政府全体として当該年度及び翌年度に重点的に取り組む事項を女性版骨太の方針 (女性活躍・男女共同参画の重点方針) として決定しています。しかし、国際社会における推進状況と比較すると、政治・経済分野を中心に遅れたものとなっており、世界経済フォーラムが 2023 (令和 5) 年に発表したジェンダー・ギャップ指数 (各国の男女間格差を数値化したもの) は、146 か国中 125 位と過去最低となっています。

三重県においては、1979 (昭和 54) 年に県内行動計画策定後、継続して取り組み、2000 (平成 12) 年に三重県男女共同参画推進条例を制定しました。2021 (令和 3) 年に策定した第 3 次三重県男女共同参画基本計画では、多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現を図ると掲げています。

本市では、国や県の動きに呼応し、1997 (平成 9) 年に鈴鹿市男女共同参画プランを策定、2002 (平成 14) 年には鈴鹿市男女共同参画センターを開設しました。その後、2006 (平成 18) 年に鈴鹿市男女共同参画推進条例を制定、2010 (平成 22) 年には第 1 次基本計画を策定し、2012 (平成 24) 年に鈴鹿市男女共同参画都市宣言を行いました。また、2015 (平成 27) 年に制定された女性活躍推進法を受け、民学官が一体となって女性の能力を十分に発揮できる仕組みづくりを推進するための協議会として S U Z U K A 女性活躍推進連携会議 (注 8) を設立しました。2016 年 (平成 28) 年には、第 2 次基本計画を策定し、あらゆる分野における男女共同参画の推進を重点課題として取り組みながら今日に至っています。



~~~~~  
国際女性デーのシンボルフラワー「ミモザ」  
3月8日は国際女性デーです。「国際女性デー」の  
シンボルとされているのが「ミモザの花」で、  
イタリアでは、男性が恋人だけではなく、女性に  
日頃の感謝の気持ちを込めて、ミモザの花束を  
贈る習慣があります。  
~~~~~

* 国際婦人年からの世界、日本、三重県、鈴鹿市の動き

(三重県男女共同参画基本計画(改訂版) 参考資料などを基に作成)

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	鈴鹿市の動き
1975年 (S50)	・国際婦人年 ・第1回世界女性会議開催 ・1976年から10年間を「国連婦人の十年」と決議(第30回国連総会)			
1976年 (S51)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当を設置	・民法改正(離婚後の氏の選択)		
1977年 (S52)		・国内行動計画 策定	・婦人関係行政推進連絡会議設置	
1979年 (S54)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		・県内行動計画 策定	
1984年 (S59)		・第1回日本女性会議 開催		
1985年 (S60)	・第3回世界女性会議開催「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法 改正 ・男女雇用機会均等法 公布 ・女子差別撤廃条約 批准		
1987年 (S62)		・西暦2000年に向けての国内行動計画 策定	・みえの第2次行動計画(アイリスプラン) 策定	
1991年 (H3)		・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法」と表記する。)公布 ・西暦2000年に向けての国内行動計画 第1次改定『男女共同参加→男女共同参画』		
1992年 (H4)				・市民対話課に婦人行政係設置
1994年 (H6)		・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令)	・三重県女性センター開館	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置
1995年 (H7)	・第4回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択		・みえの男女共同参画推進プラン-アイリスプラン21(第3次行動計画)策定	・鈴鹿市女性問題懇話会設置
1997年 (H9)		・男女共同参画審議会設置法公布、男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法 改正 ・介護保険法 公布		・鈴鹿市男女共同参画プラン 策定 ・人権啓発課女性行政係に組織変更
1998年 (H10)			・アイリス21推進連携会議設置	
1999年 (H11)		・男女共同参画社会基本法公布 ・男女雇用機会均等法 改正		
2000年 (H12)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・男女共同参画基本計画 策定	・三重県男女共同参画推進条例 制定 ・「日本女性会議2000津」開催	
2001年 (H13)		・内閣府に男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・DV防止法公布 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・三重県男女共同参画審議会設置 ・女性センターを男女共同参画センターに改称	・人権啓発課男女共同参画室に組織変更

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	鈴鹿市の動き
2002年 (H14)			・三重県男女共同参画基本計画 策定	・鈴鹿市男女共同参画センター開館 ・市長公室男女共同参画センターに組織変更
2003年 (H15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		・鈴鹿市男女共同参画審議会設置
2004年 (H16)		・DV防止法 改正 ・DV防止法に基づく基本方針 策定		・生活安全部男女共同参画課に組織変更
2005年 (H17)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」	・男女共同参画基本計画(第2次) 策定 ・女性の再チャレンジ支援プラン 策定		・鈴鹿市男女共同参画プラン改定版 策定
2006年 (H18)		・男女雇用機会均等法 改正 ・女性の再チャレンジ支援プラン 改定	・三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 策定	・鈴鹿市男女共同参画推進条例 制定
2007年 (H19)		・DV防止法 改正	・三重県男女共同参画基本計画 改訂	
2008年 (H20)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・ワーク・ライフ・バランス(注9)元年		
2010年 (H22)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」	・第3次男女共同参画基本計画 策定		・(第1次)鈴鹿市男女共同参画基本計画 策定
2011年 (H23)			・第2次三重県男女共同参画基本計画 策定	
2012年 (H24)				・男女共同参画センター開設10周年 ・「鈴鹿市男女共同参画都市宣言」
2015年 (H27)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」	・女性活躍推進法 公布 ・第4次男女共同参画基本計画 策定	・第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版) 策定	・SUZUKA 女性活躍推進連携会議 設立
2016年 (H28)	・伊勢志摩サミット開催「女性の能力開花のためのG7行動指針」等合意	・育児・介護休業法 改正		・第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 策定
2018年 (H30)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 公布・施行		
2019年 (R1)		・女性活躍推進法等の一部改正		
2020年 (R2)	・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」	・第5次男女共同参画基本計画 策定		・第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画改定版 策定
2021年 (R3)		・育児・介護休業法 改正 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 改正	・第3次三重県男女共同参画基本計画 策定	
2022年 (R4)		・女性活躍推進法 改正 ・育児・介護休業法 改正		・男女共同参画センター開設20周年
2023年 (R5)	・G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合			
2024年 (R6)				・第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画 策定

第2章 第3次基本計画の体系

第2章 第3次基本計画の体系

1 条例や実施計画との関係

■ 目的

鈴鹿市男女共同参画推進条例第1条の「男女共同参画社会の実現」を目的とします。

なお、鈴鹿市総合計画2031においては、ビジョン6「みんなで支える 自分らしく生きるまち」の中に掲げています。

男女共同参画社会の実現

■ 目標

鈴鹿市男女共同参画推進条例第3条に掲げる事項を総合的に推進するため、鈴鹿市男女共同参画都市宣言から『誰もが個性と能力を十分に発揮し、夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」』を目標とします。

誰もが個性と能力を十分に発揮し、夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」

■ 課題

鈴鹿市男女共同参画推進条例第9条に基づき、課題を以下の3つにまとめます。

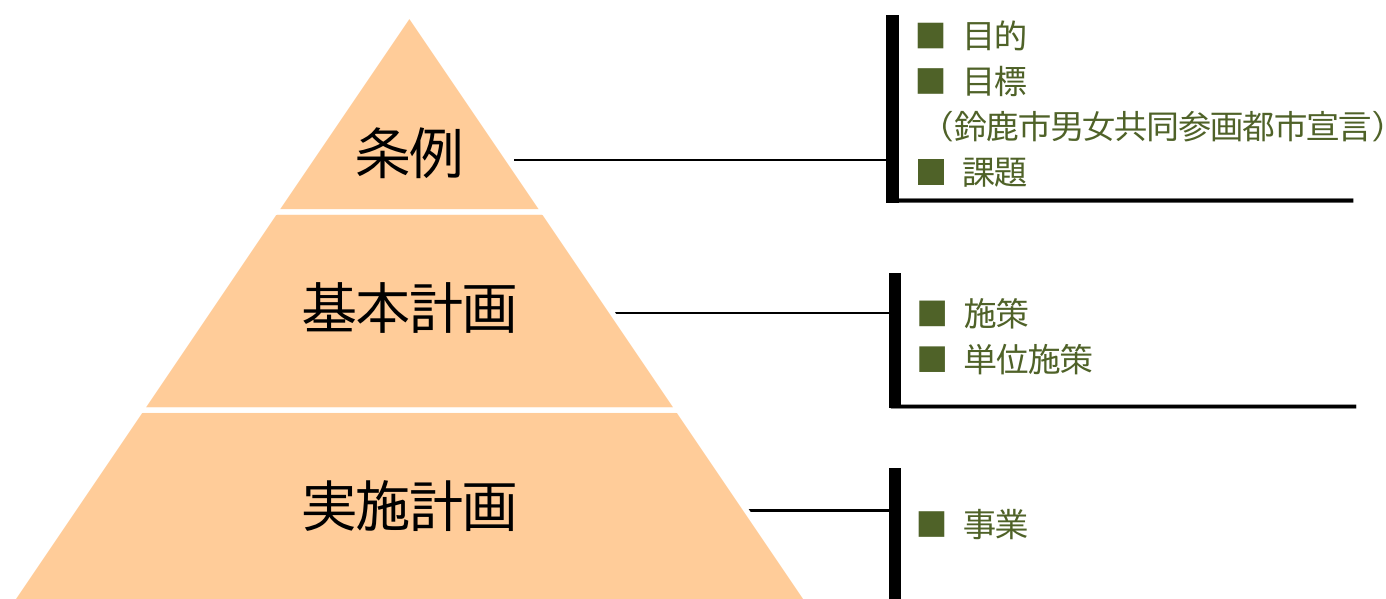
- I 男女共同参画に関する意識の普及と向上
- II あらゆる分野における男女共同参画の推進
- III ジェンダー（注10）の視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

■ 施策と単位施策

この課題に基づいて、施策を 12 ページのとおり、単位施策を 13 ページのとおりそれぞれ定めます。

■ 事業

この基本計画を実効あるものとして総合的に推進していくため、各施策について具体化した事業を実施します。また、事業概要と指標をまとめ、実施計画を策定します。

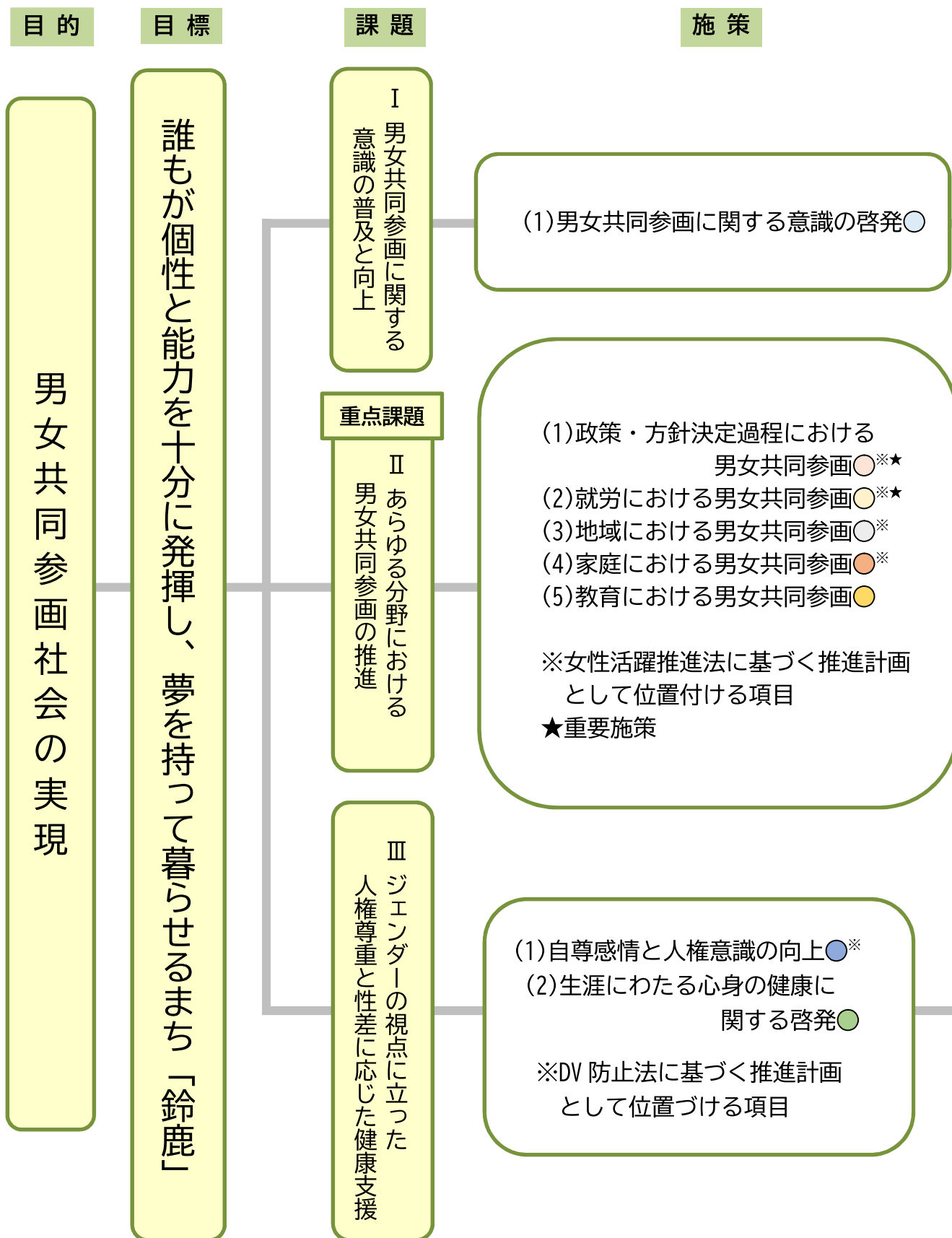


■ 施策の進行管理と評価

この基本計画に掲げる施策の進行管理は、毎年の事業実施報告で行います。

評価は、鈴鹿市男女共同参画推進本部会議による内部評価と鈴鹿市男女共同参画審議会による外部評価で行います。

* 計画の体系



単 位 施 策

(1)男女共同参画に関する意識の啓発○

- 1 性別による固定的役割分担意識の解消
- 2 市の制度・施策における男女共同参画
- 3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり

(1)政策・方針決定過程における男女共同参画○

- 1 審議会等委員への女性の登用率向上
- 2 行政や企業等組織における女性登用促進

(2)就労における男女共同参画○

- 1 雇用における男女の格差解消
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 ライフステージに応じた就労支援
- 4 女性の自立・起業等への支援
- 5 育児・介護休暇等の取得促進

(3)地域における男女共同参画○

- 1 男女がともに参画する地域活動
- 2 防災分野における男女共同参画の推進

(4)家庭における男女共同参画○

- 1 家庭生活で育む男女共同参画
- 2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実

(5)教育における男女共同参画●

- 1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実
- 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 3 メディア・リテラシーの向上

(1)自尊感情と人権意識の向上●

- 1 自尊感情を高める相談事業の充実
- 2 DVやセクハラ等への対応

(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発●

- 1 心身の健康支援
- 2 性に関する正しい知識の普及

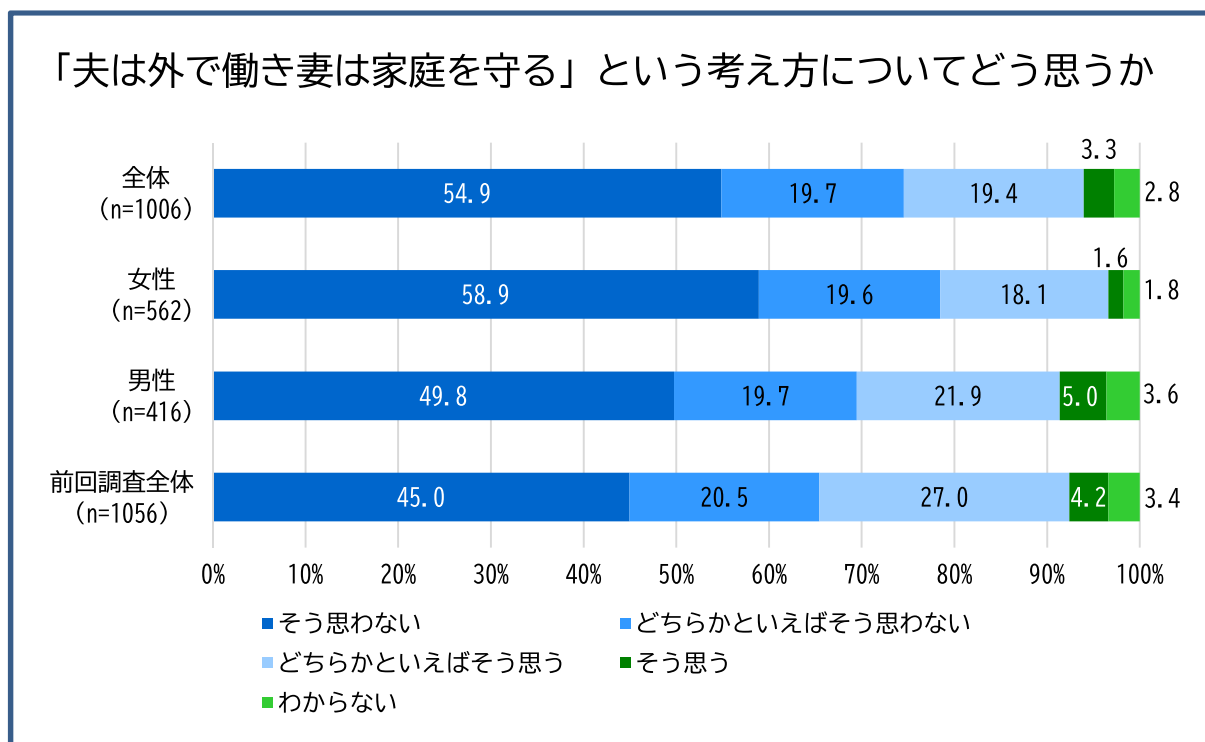
2 成果指標と重点課題・重要施策

■ 成果指標

市民アンケート調査（2022（令和4）年度実施）の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別による固定的役割分担意識（注11）について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合は74.6%であり（下記グラフ参照）、前回調査（2018（平成30）年度実施）結果（65.5%）と比較して9.1ポイント増加しました。男女別ではそれぞれ、女性が8.6ポイント、男性が9.1ポイント増加しました。しかし、依然として4人に1人の割合で市民の中に性別による固定的役割分担意識が残る結果であり、市内全域に広く男女共同参画に関する意識を浸透させる必要があることから、引き続き「男女共同参画に関する意識の普及度」を成果指標とします。

また、鈴鹿市総合計画2031においては、男女共同参画社会の実現に関する成果指標として位置付けます。

男女共同参画に関する意識の普及度 目標値：76%



2022（令和4）年度男女共同参画に関するアンケート調査結果（巻末資料）
 前回調査：2018（平成30）年実施

【重点課題】

課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

【重要施策】

前期実施計画（１）政策・方針決定過程における男女共同参画
（２）就労における男女共同参画

■ 重点課題

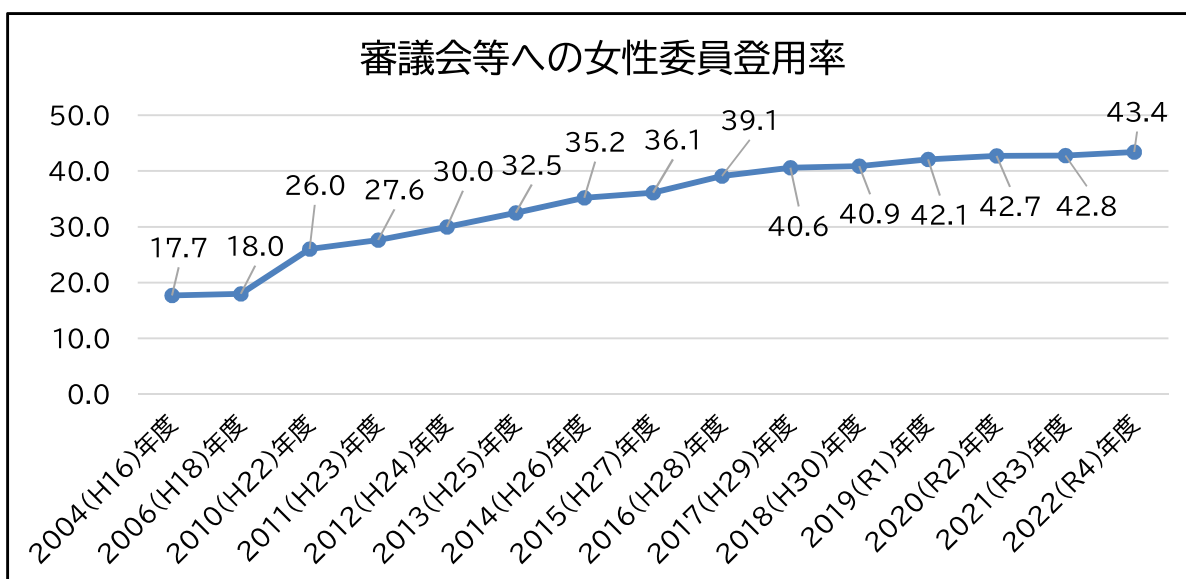
市民アンケート調査（2022（令和4）年度）では、男女の地位の平等感について家庭・職場・学校教育・地域の各分野で前回調査より向上しているものの、学校教育の分野以外は依然として4割を下回っており、社会全体では前回調査を下回る結果となりました。あらゆる分野において男女共同参画を推進することで、一人ひとりの男女共同参画に関する意識を向上させ、ひいては市全体の男女共同参画に関する意識の普及度の向上につながることから、「第3次基本計画」でも引き続き課題Ⅱ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を重点課題と位置付けます。

■ 重要施策

市の審議会等における女性委員の割合は、第2次基本計画策定時（2016（平成28）年度）と比較し4.3ポイント増加し、2022（令和4）年度末時点で43.4%まで上昇しました。本計画では女性委員の登用率50%を目指すこととし、引き続き本市の政策や方針の決定過程への女性の参画を進めるとともに、自治会活動や政治分野などあらゆる分野における政策・方針決定過程でも男女共同参画が進むよう、啓発等の取組が必要です。

また、職場における男女の地位の平等感も依然として3割を下回っており、雇用における男女間の格差解消や男女ともに働きやすい職場風土の醸成などワーク・ライフ・バランスの推進等の取組が必要です。

これらのことから、施策1「政策・方針決定過程における男女共同参画」と施策2「就労における男女共同参画」を重要施策として、より実効性のある事業計画を策定し重点課題に取り組みます。



(参考) S D G s の各ゴール



	<p>目標1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性を持続可能な管理を確保する</p>
	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る</p>		<p>目標10 人や国の不平等をなくそう 国内および各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>		<p>目標12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>		<p>目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

(第3次三重県男女共同参画基本計画の参考資料を基に作成)

第3章 課題と施策

第3章 課題と施策

課題 I 男女共同参画に関する意識の普及と向上

男女共同参画の概念は、性別にとらわれず、互いを認め合い、個々の個性と能力を十分に発揮できるという、すべての活動の根幹にあるべき考え方です。少子高齢化と人口減少が進む現代社会において、この意識の醸成が、今後、社会の活力の維持と成長に大きく関与すると言っても過言ではありません。市民アンケート調査（2022（令和4）年度実施）の結果では、「男女共同参画」という言葉の認知度は72.7%と、前回調査（2018（平成30）年度実施）より0.9ポイント上昇しました。

また、鈴鹿市男女共同参画センター（ジェフリーすずか）について、「利用したことがある」「名前は知っているが利用したことはない」と回答した人の割合は59.5%であり、前回調査の56.9%から2.6ポイント上昇しました。今後も、ジェフリーすずかを本市の男女共同参画の活動拠点として、男女共同参画の重要性を広く市民に発信するとともに、男女共同参画に関する意識を向上させるための効果的な啓発活動等に取り組む必要があります。

課題 I では、鈴鹿市全体の男女共同参画に関する意識の底上げを目的として、その普及と向上を目指した施策に取り組めます。

そして、男女共同参画に関する意識調査で最も象徴的な質問である「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識については、否定的な回答をした人の割合は74.6%であり、前回調査の65.5%から9.1ポイント上昇しました。女性においては69.9%から78.5%へと8.6ポイント、男性においては60.4%から69.5%へと9.1ポイント上昇しており、性別による固定的役割分担意識の変化が進んでいる状況が伺えます。しかし、依然として全体の2割強が性別による固定的役割分担意識を持っており、そこへ働きかけていく方法を検討し、今後も男女共同参画に関する意識を浸透させる取組の継続が必要です。



施策（1）男女共同参画に関する意識の啓発

単位施策1 性別による固定的役割分担意識の解消

男女共同参画に関する基本的な学習機会の提供や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。

担当課 情報政策課、男女共同参画課

単位施策2 市の制度・施策における男女共同参画

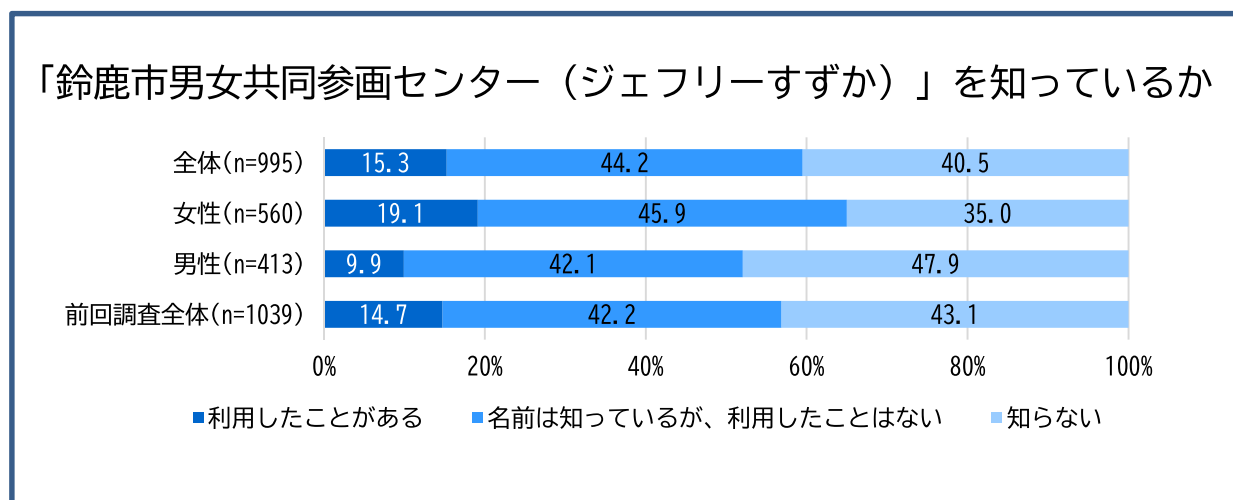
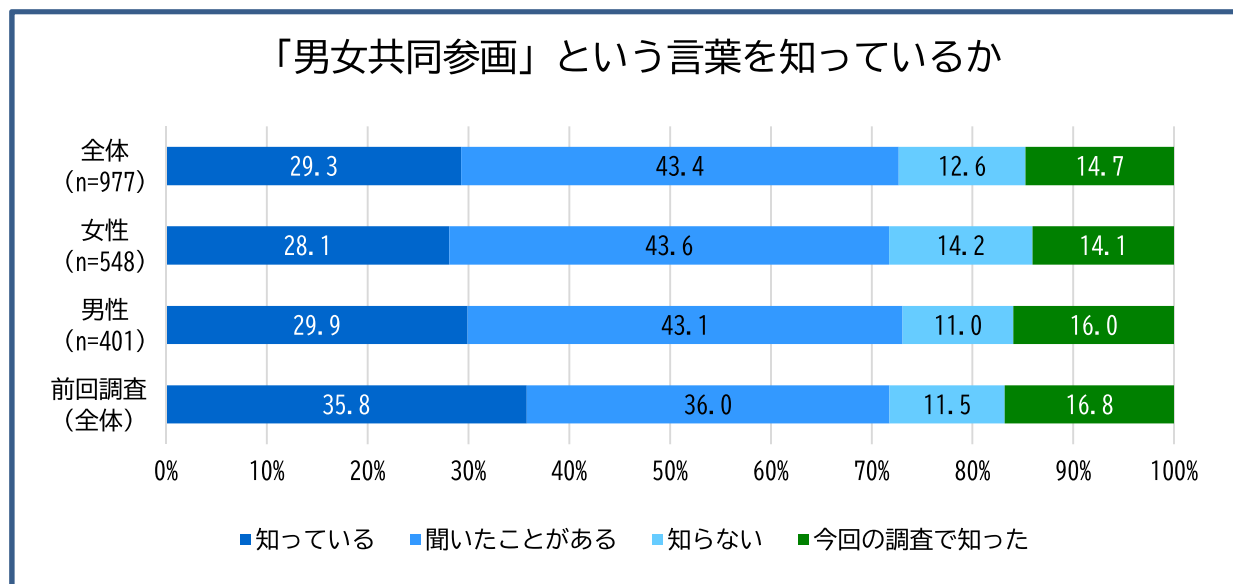
市職員の男女共同参画に関する意識を高めるとともに、市の制度や施策に男女共同参画の視点を取り入れます。

担当課 全課

単位施策3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり

古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず、誰もが参画できる地域コミュニティの形成を目指します。

担当課 地域協働課、人権政策課、男女共同参画課、市民対話課、



2022（令和4）年度男女共同参画に関するアンケート調査結果（巻末資料）
 前回調査：2018（平成30）年実施

重点課題

課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において男女が社会の構成員としてともに参画し、責任を担う社会づくりが必要です。世界経済フォーラムが発表した2023年版「ジェンダー・ギャップ報告書」では、日本の総合順位は、146か国中125位（前は116位）で、これは2006年の発表開始以来、最低の順位です。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野における男女格差を総合して割り出しています。日本は「経済」と「政治」の分野で指導的な立場にいる女性が少ないため、順位が低くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症は特に女性の就業面に大きな影響を与えましたが、他方で、情報通信業等は雇用が増加し、その他の業種でもデジタル人材の需要が高まる中で、デジタル化社会に対応した女性のデジタルスキルの向上と就労支援が重要となっています。

さらに、近年、地球規模での気候変動による大規模自然災害が多発しており、東海地域においても南海トラフ巨大地震等が危惧されています。災害時に備え平時からの地域の自助力・共助力の重要性が唱えられてきていることから、防災分野での女性の参画が必要です。

今後も、社会情勢の変化により生じる影響について、各分野の事業を通して課題を見だし、改善に向けて対応策を講じる必要があります。

課題Ⅱでは、あらゆる分野における男女共同参画の推進を目指し、社会情勢に応じた実効性のある施策に取り組みます。

重要施策

施策（1）政策・方針決定過程における男女共同参画



単位施策1 審議会等委員への女性の登用率向上

全審議会等における女性委員の登用率のさらなる向上に取り組みます。ただし、市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため、各審議会等において、男女比率の適正化に努めます。

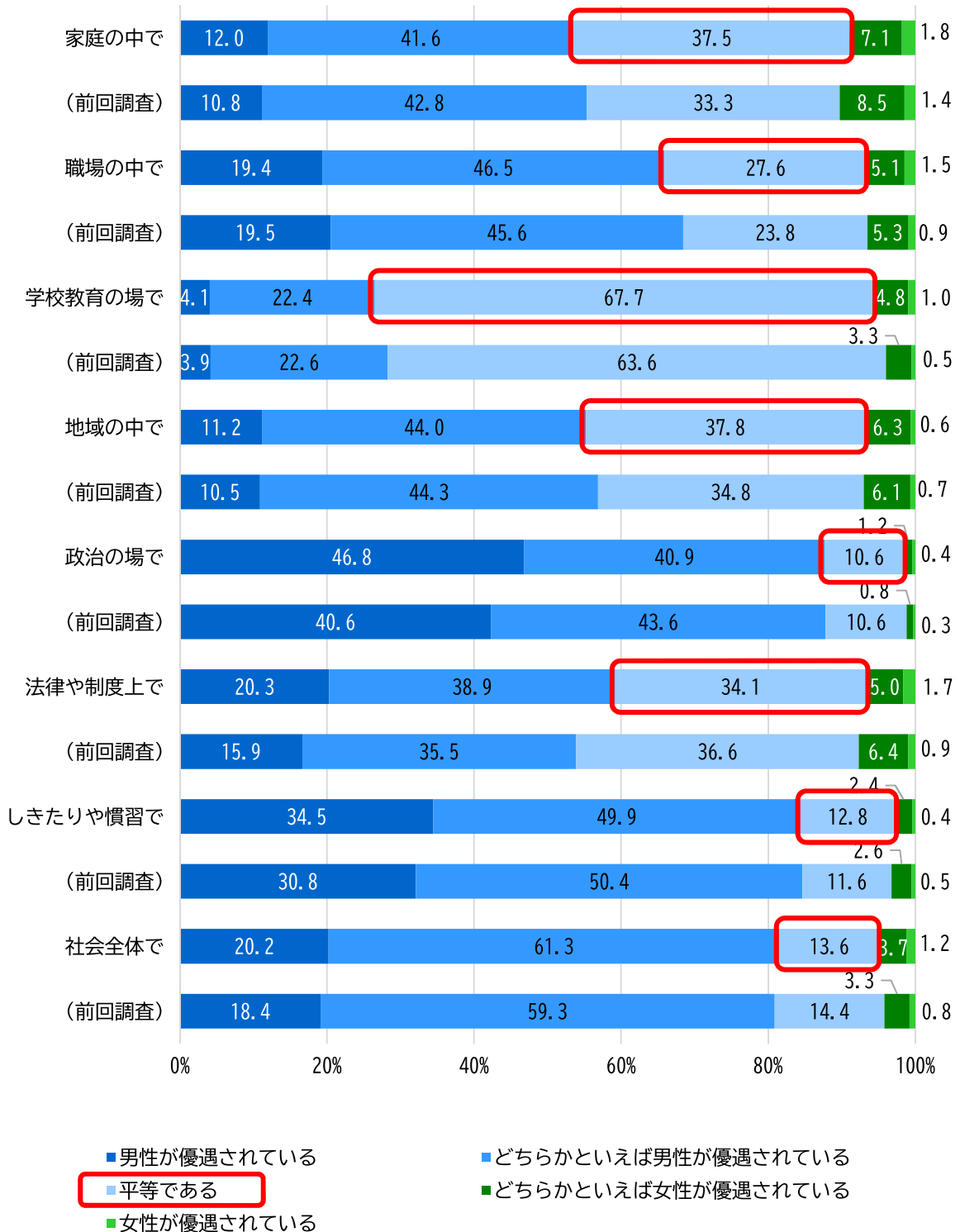
担当課 審議会等担当課

単位施策2 行政や企業等組織における女性登用促進

行政や民間企業、地域など、あらゆる組織や団体の政策・方針決定過程や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関が計画的に人材育成に取り組めるよう、情報提供や支援体制の充実に取り組みます。

担当課 人事課、地域協働課、産業政策課、学校教育課

各分野において男女が平等になっていると思うか（全体）



2022（令和4）年度男女共同参画に関するアンケート調査結果（巻末資料）
 前回調査：2018（平成30）年実施

重要施策

施策（2）就労における男女共同参画



単位施策1 雇用における男女の格差解消

男女格差を是正するため、雇用における男女の均等な機会と待遇の平等性の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に取り組みます。

担当課 人事課、産業政策課、消防総務課

単位施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化や人口減少、デジタル化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、多様な働き方を可能とするなど、ワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発と仕組みづくりに取り組みます。

担当課 人事課、産業政策課

単位施策3 ライフステージに応じた就労支援

L字カーブ（注12）と呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や情報提供に取り組みます。

担当課 子ども政策課、子ども育成課、長寿社会課

単位施策4 女性の自立・起業等への支援

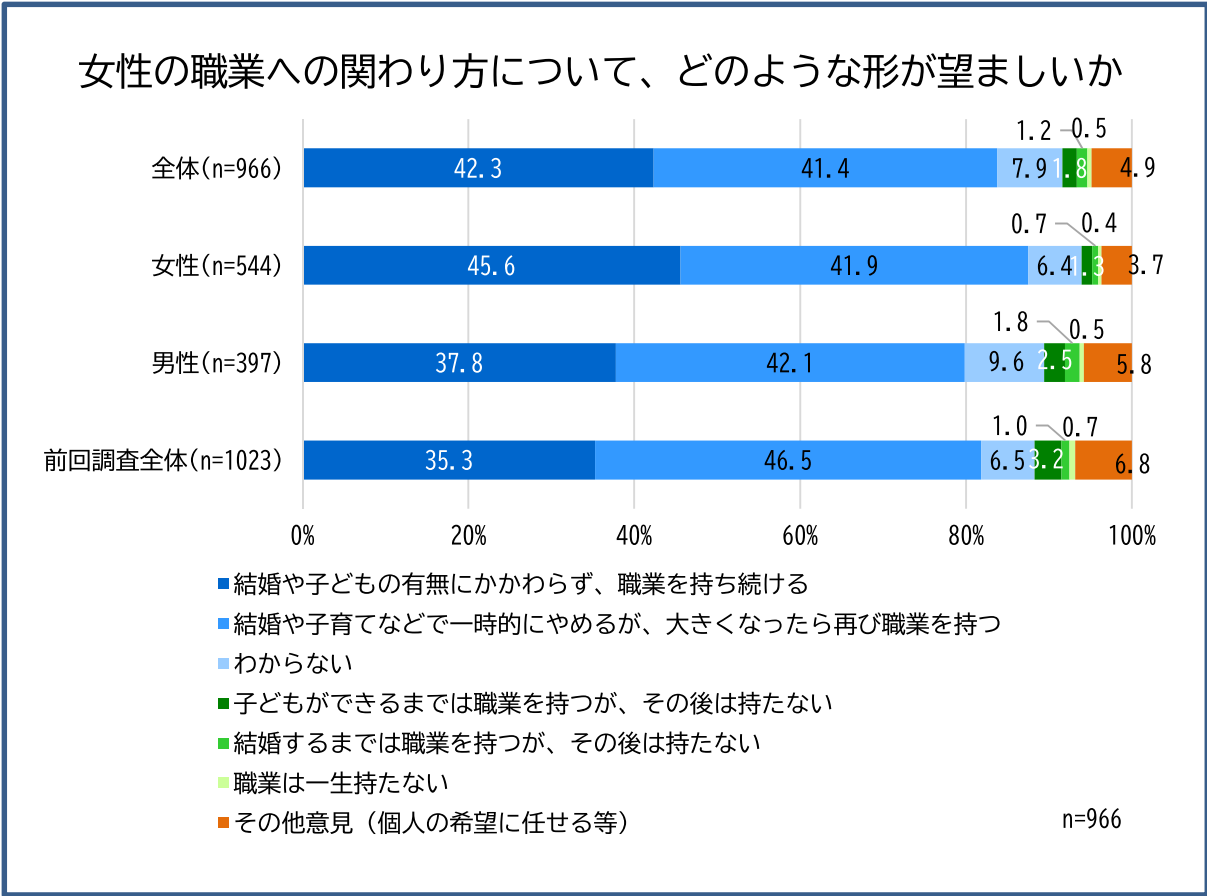
デジタル分野や農業分野等、女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップに関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に取り組みます。

担当課 男女共同参画課、商業観光政策課、農林水産課、農業委員会事務局

単位施策5 育児・介護休暇等の取得促進

男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進する仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に取り組みます。

担当課 人事課、産業政策課



2022（令和4）年度男女共同参画に関するアンケート調査結果（巻末資料）
 前回調査：2018（平成30）年実施

施策（3）地域における男女共同参画

単位施策1 男女がともに参画する地域活動

地域における様々な活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」「公助」のまちづくりを目指します。

担当課 地域協働課、スポーツ課

単位施策2 防災分野における男女共同参画の推進

災害対策や復興支援の場において、女性と男性が受ける影響の違いなどへの配慮には女性の視点が必要であることから、男女共同参画に関する意識を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に取り組みます。

担当課 防災危機管理課、中央消防署

施策（４）家庭における男女共同参画



単位施策１ 家庭生活で育む男女共同参画

社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画に関する意識の底上げを図ります。

担当課 文化振興課、子ども政策課、教育指導課

単位施策２ 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実

性別による固定的役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。

担当課 地域協働課、図書館、子ども政策課、長寿社会課、健康づくり課

施策（５）教育における男女共同参画



単位施策１ 人権尊重意識を高める教育・保育の充実

ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報共有に取り組みます。

担当課 子ども育成課、学校教育課、教育指導課、教育支援課

単位施策２ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育（注13）の充実に取り組みます。

担当課 教育指導課、教育支援課

単位施策３ メディア・リテラシー（注14）の向上

個人の意識に大きな影響力を持つインターネット等のメディアにおいて、暴力的な表現や性の商品化など、女性の人権を侵害しているケースが見受けられることから、メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実を図ります。

担当課 子ども育成課、教育支援課

課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と 性差に応じた健康支援

「ジェンダーの視点」とは、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点をいいます。依然として社会的に作られた「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった性別による固定的役割分担意識が根強く、そのような意識が原因で生きづらさを感じ、心身の不調を招くケースも少なくないことから、男女を問わず生涯を通じた健康支援が必要となっています。また、「男性が主、女性は従」や「男性は強い、女性は弱い」といった意識が、強者から弱者への暴力や支配となってDV（注 15）やセクハラ（注 16）などの人権侵害が引き起こされます。市民アンケート調査（2022（令和4）年度）の結果では、何らかのDVを受けたことがあると回答した市民のうち約半数が誰にも相談しなかったと回答しています。

女性自身が自らの生命の安全と健康を守るための考え方「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（注 17）の理念を広めるとともに、DV（デートDV（注 18）含む）の被害者にも加害者にもならないための啓発事業や予防教育、支援に関する情報提供などの充実が求められます。男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

さらに、LGBTQ（注 19）に関する情報提供や理解を深めるための学習機会の充実など、多様な性のあり方について正しい理解が求められています。

課題Ⅲでは、誰もが生きがいを感じながら自分らしく生きることができるよう、人権尊重と心身の健康支援に関する施策に取り組みます。

施策（1）自尊感情と人権意識の向上



単位施策1 自尊感情を高める相談事業の充実

ジェンダーの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。

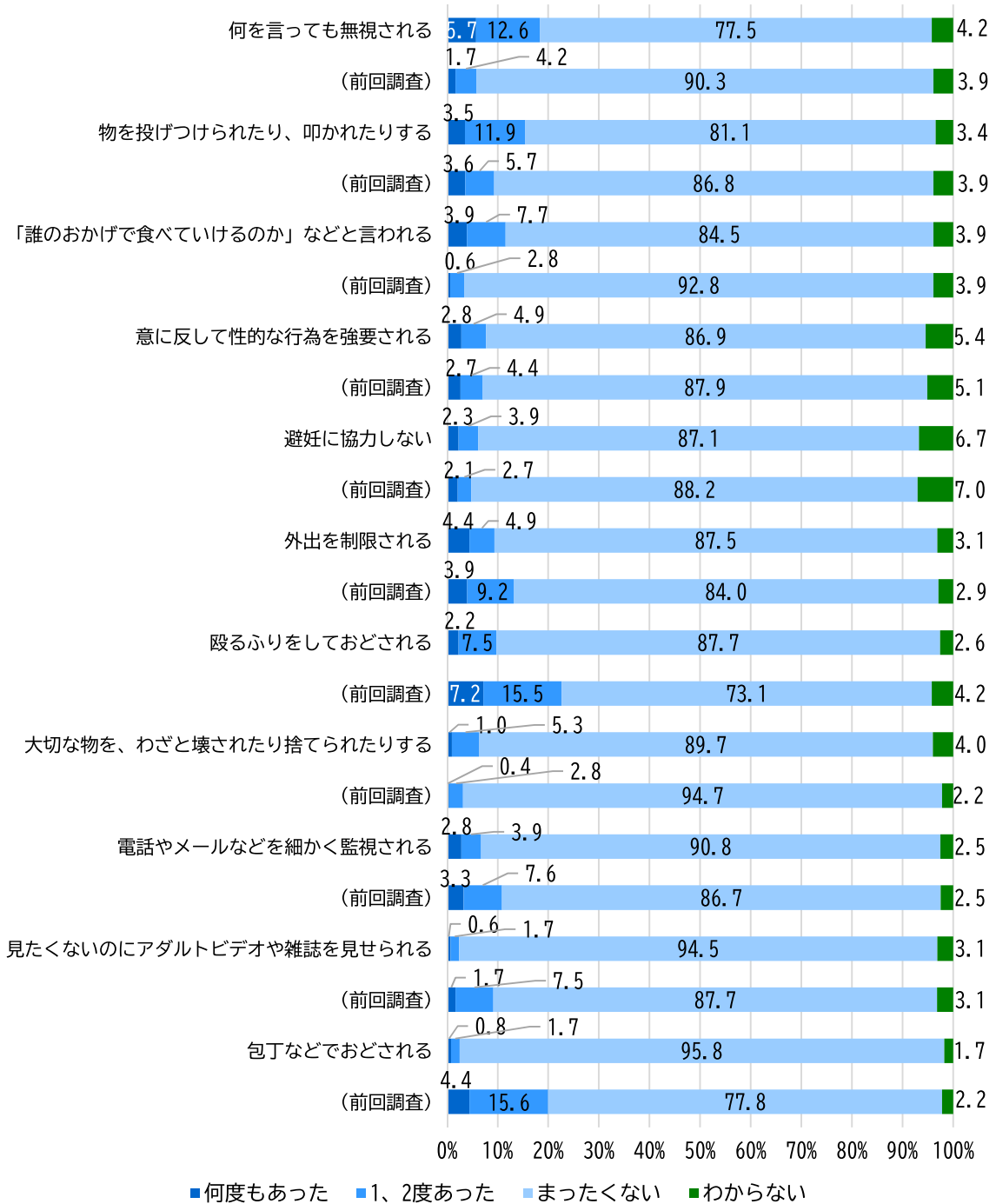
担当課 男女共同参画課、市民対話課、健康づくり課

単位施策2 DVやセクハラ等への対応

女性に対する暴力やセクハラは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に取り組みます。

担当課 人権政策課、男女共同参画課、子ども家庭支援課、健康福祉政策課、保護課

どのようなDVを受けたことがあるか



2022（令和4）年度男女共同参画に関するアンケート調査結果（巻末資料）
 前回調査：2018（平成30）年実施



施策（２）生涯にわたる心身の健康に関する啓発

単位施策１ 心身の健康支援

ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を広めるとともに、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。

担当課 男女共同参画課、健康づくり課

単位施策２ 性に関する正しい知識の普及

男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。

担当課 男女共同参画課、健康づくり課、教育指導課

第4章 計画の推進のために

第4章 計画の推進のために

1 計画の進行管理

本計画の施策を効率的かつ効果的に実施していくため、実施計画記載の事業を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。また、「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「改善（Action）」【PDCAサイクル】のなかで、施策・事業の実効性を高めていきます。



2 推進体制

■庁内推進体制

この基本計画を総合的に推進していくために、鈴鹿市男女共同参画推進本部を設置し、庁内連携を強化するとともに、あらゆる分野の政策へ男女共同参画の視点を反映させるよう取り組みます。

■鈴鹿市男女共同参画審議会

鈴鹿市男女共同参画推進条例第13条に基づき鈴鹿市男女共同参画審議会を設置し、市の施策の実施状況について、評価及び提言を行います。

■市民、事業者、関係機関等との連携・協働

市民・事業者・関係機関等に対して情報提供を行い、理解を深めるとともに、連携・協働しながら基本計画の推進に努めます。また、あらゆる分野における女性活躍の推進に関しては、SUZUKA女性活躍推進連携会議により民学官が一体となって取り組み、鈴鹿市全体の男女共同参画の推進を図ります。

■男女共同参画センターの活用

本市の男女共同参画を進める拠点として、登録団体等と連携した男女共同参画に関する啓発、学習事業や、関係機関等とも連携した相談事業を行うとともに、市民の交流の場として活用していきます。

用語解説

注1 男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義付けられています。

注2 男女共同参画社会基本法

1999（平成 11）年 6 月に制定されました。前文において、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と謳っています。

注3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって働き、又は働こうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮しながら活躍し、その結果、豊かで活力のある社会を実現することが、近年一層重要になっています。そのために、国や地方公共団体及び事業主の責務と、女性の活躍を推進するための、事業主の行動計画や支援措置等が、この法律で定められています。

注4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）

2001（平成 13）年 4 月に成立し、今まで家庭内の問題として見過ごされてきた配偶者からの暴力が社会問題として認識されるようになりました。一般的には『配偶者暴力防止法』と呼ばれています。

注5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

本条約は、1979（昭和 54）年国連総会において採択され、1981（昭和 56）年に発効しました。日本は 1985（昭和 60）年に締結しています。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。非常に広範で総合的な法規定であり、その後の女性の権利の進展の基礎となっています。

注6 エンパワーメント

人は誰もがすばらしい力を持って生まれ、生涯にわたりそのすばらしい力を発揮し続けることができるという前提のもと、そのすばらしい力を引き出すことをエンパワーメントといいます。男女共同参画の分野では、女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための「力をつけること」を意味することもあります。また、個人的に力をつけるだけでなく、連携して力をつけていくという意味合いも持っています。

注7 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

就職や仕事の上での男女差別を禁止する法律です。募集・採用・配置・昇進・賃金などについての男女差別の禁止、職場のセクハラの禁止や、セクハラ予防の義務など、男女の働く権利を守る様々なことが規定されています。

注8 SUZUKA女性活躍推進連携会議

あらゆる分野における女性の参画を促進し、その人材育成や積極的登用などに、民学官が一体となって取り組むための協議会。市内の企業、各種団体、高等教育機関等を構成員とし、情報共有や意見聴取等を行うことで、女性活躍推進のための事業に活かすことを目的としています。

注9 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳されます。仕事だけではなく、家事や育児介護、地域活動、趣味など、私生活も充実させることにより、仕事と私生活のバランスを保つことです。

注10 ジェンダー

「男らしさ、女らしさ」といった社会的・文化的につくられた男女の違いのことで、生物学的な性差とは区別されています。「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的役割分担意識は、このジェンダーによってもたらされたものです。

注11 性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別によって家庭、職場などあらゆる場面で役割を分業・分担するという考え方をいいます。日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っています。

注12 L字カーブ

我が国の男女共同参画の現状は、いわゆる「M字カーブ」の問題は解消に向かい、女性役員数なども増加しているものの、国際的に見て立ち遅れています。特に、出産を契機に、女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の存在に象徴されるように、様々なライフイベントに当たりキャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であり、その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、それらの根底にある性別による固定的役割分担意識など、構造的な課題が存在します。

注13 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（経験）発達を促す教育のことです。

注14 メディア・リテラシー

私たち自身が、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、マンガ、ポピュラー音楽、映画、ビデオ、ゲーム等のあらゆるメディアを使いこなし、メディアの提供する情報を読み解く能力のことをいいます。

注15 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、恋人その他の親密な関係にある者（過去において配偶者、恋人その他の親密な関係にあった者を含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動のことをいいます。

注16 セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

性的いやがらせのことです。タイプとしては大きく2つに分類され、性的ないやがらせ等を拒否したことにより不利益な扱いを受ける「対価型」と、性的ないやがらせにより就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じる「環境型」タイプがあるといわれています。

注17 リプロダクティブ・ヘルス / ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。

注18 デートDV

交際中のカップル間に起こるDVのことです。身体や心への暴力はもちろん、束縛も相手を支配しようとする暴力として含まれます。

注19 LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決めない、分からない人）の頭文字をとった総称です。誰もが性のあり方には様々な形があることを知り、多様な生き方を認め合う社会となることが望まれています。